

# 谷田川の減災に係る取組方針

河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 邑楽館林地域部会

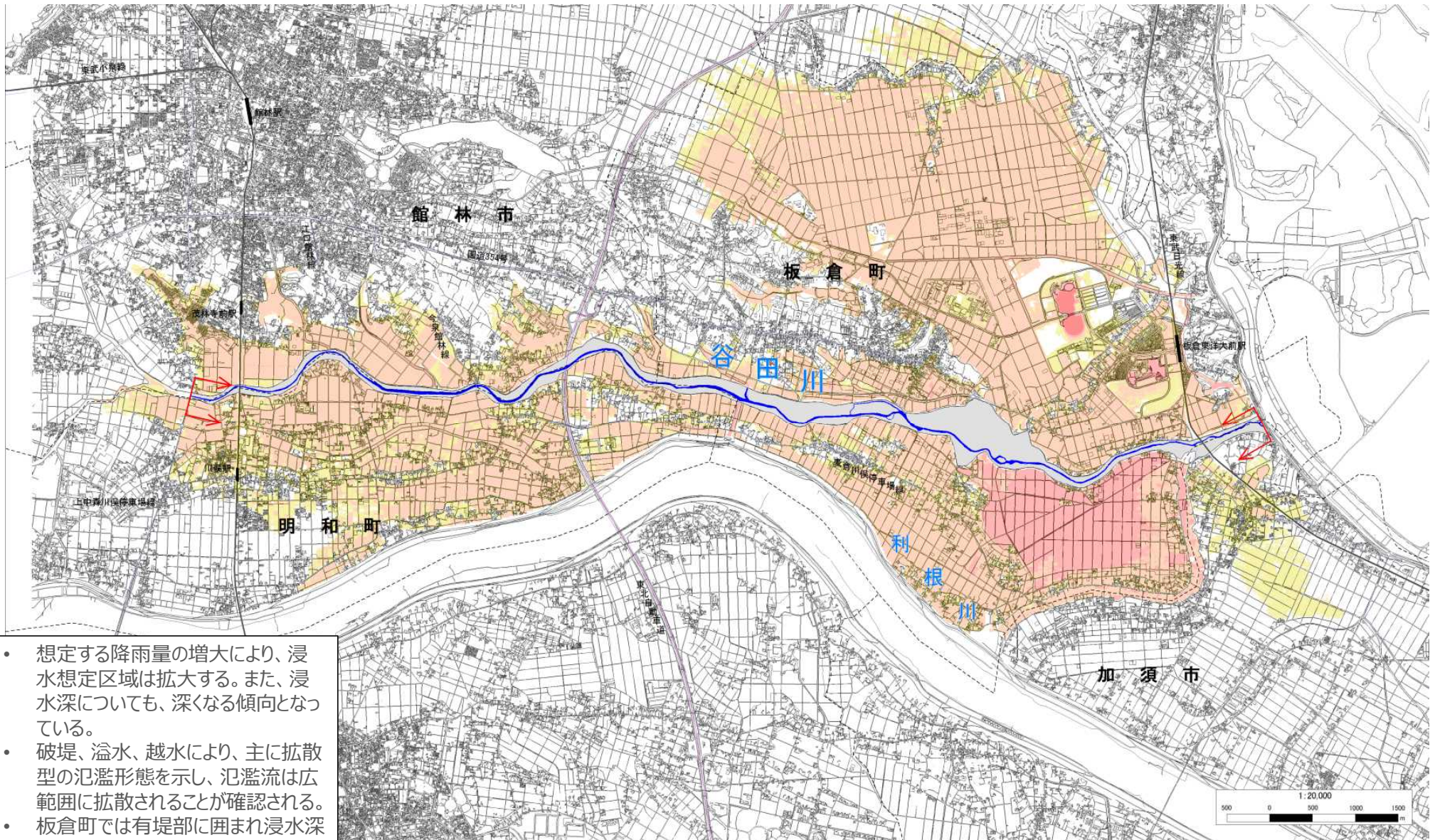
(館林市、板倉町、明和町、館林地区消防組合、群馬県)

現況と課題

現況と課題

現況と課題

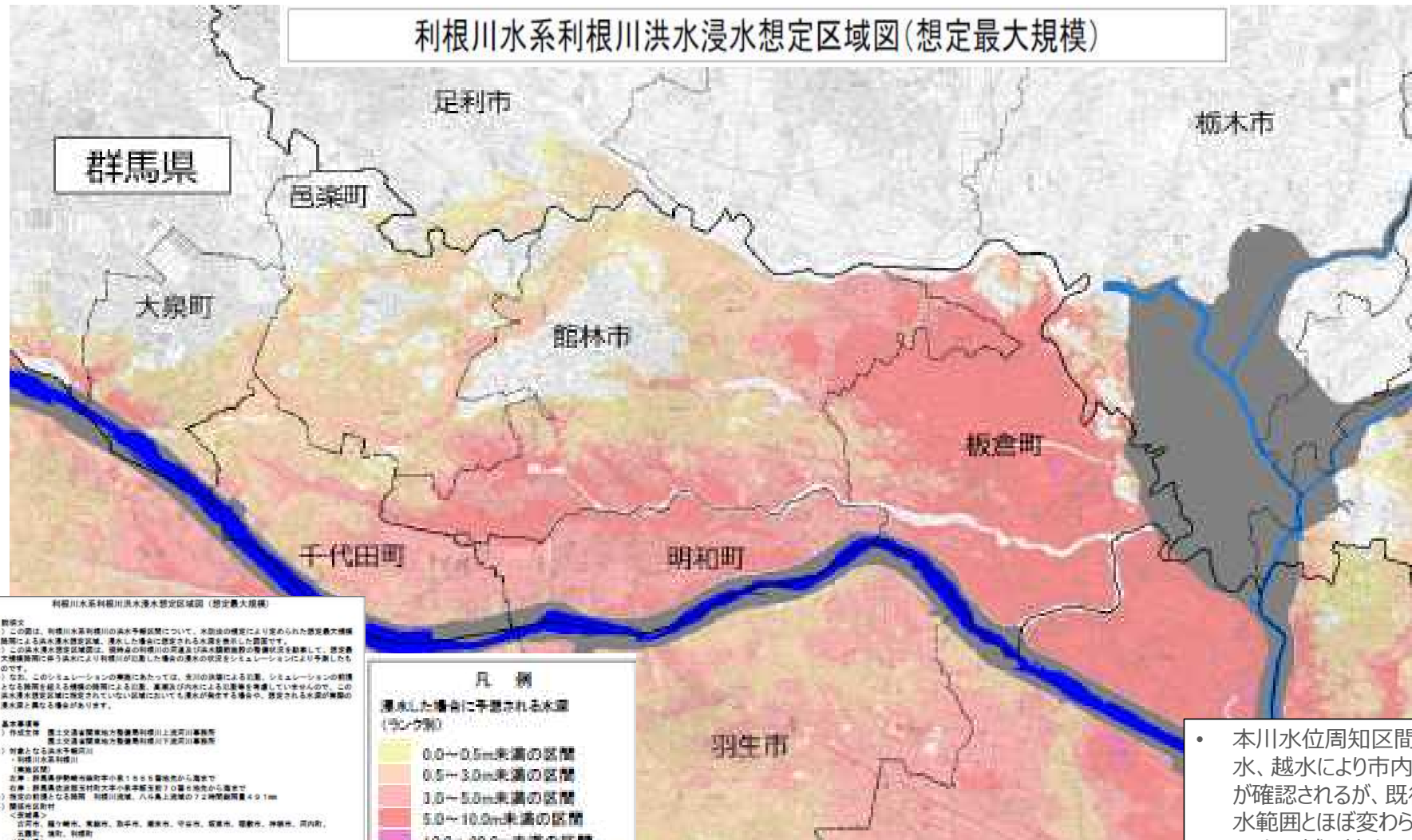
◆谷田川の大規模氾濫時に想定される状況 [最大浸水範囲と最大浸水深]



- 想定する降雨量の増大により、浸水想定区域は拡大する。また、浸水深についても、深くなる傾向となっている。
- 破堤、溢水、越水により、主に拡散型の氾濫形態を示し、氾濫流は広範囲に拡散されることが確認される。
- 板倉町では有堤部に囲まれ浸水深も深くなっている。

◆利根川（国管理区間）の大規模氾濫時に想定される状況〔最大浸水範囲と最大浸水深〕

利根川水系利根川洪水浸水想定区域図(想定最大規模)



1 解説文  
 (1) この図は、利根川水系利根川の洪水平均流量について、水防法の規定により定められた想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域、浸水した場合に想定される水深を明示した図面です。  
 (2) この洪水浸水想定区域図は、現時点の利根川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、想定最大規模降雨に伴う洪水により利根川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより予測したものです。  
 (3) なお、このシミュレーションの算出にあたっては、支川の洪水による氾濫、シミュレーションの前線となる降雨を超える規模の降雨による氾濫、氾濫及び内水による氾濫等を考慮していませんので、この洪水浸水想定区域に想定されていない区域においても浸水が発生する場合は、想定される水深が実際の浸水深と異なる場合があります。

2 基本事項  
 (1) 作成主体 国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所  
 国土交通省関東地方整備局利根川下流河川事務所  
 (2) 対象となる洪水平均流量 利根川水系利根川  
 (3) 想定となる浸水深 利根川水系利根川  
 (4) 想定される浸水深 0.0～0.5m未満の区間  
 0.5～3.0m未満の区間  
 3.0～5.0m未満の区間  
 5.0～10.0m未満の区間  
 10.0～20.0m未満の区間  
 利根川水系利根川  
 利根川水系利根川  
 利根川水系利根川

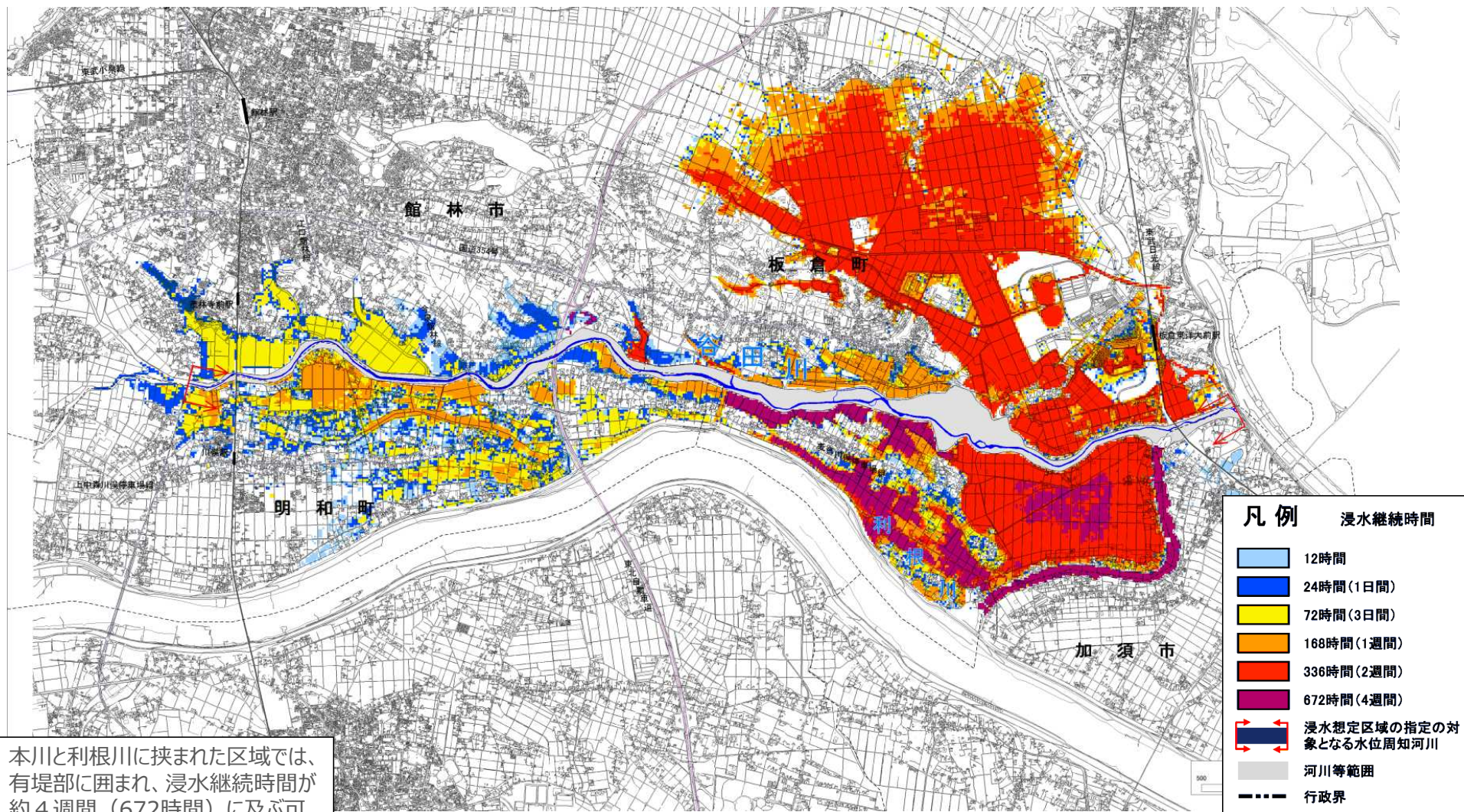
・ 本川水位周知区間での破堤、溢水、越水により市内でも一部浸水が確認されるが、既往検討時の浸水範囲とほぼ変わらず、本川による浸水区域の拡大は見込まれていない。

出典：利根川上流河川事務所  
[http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr\\_content/content/000676653.pdf](http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000676653.pdf)



現況と課題

◆谷田川の大規模氾濫時に想定される状況 [浸水継続時間]

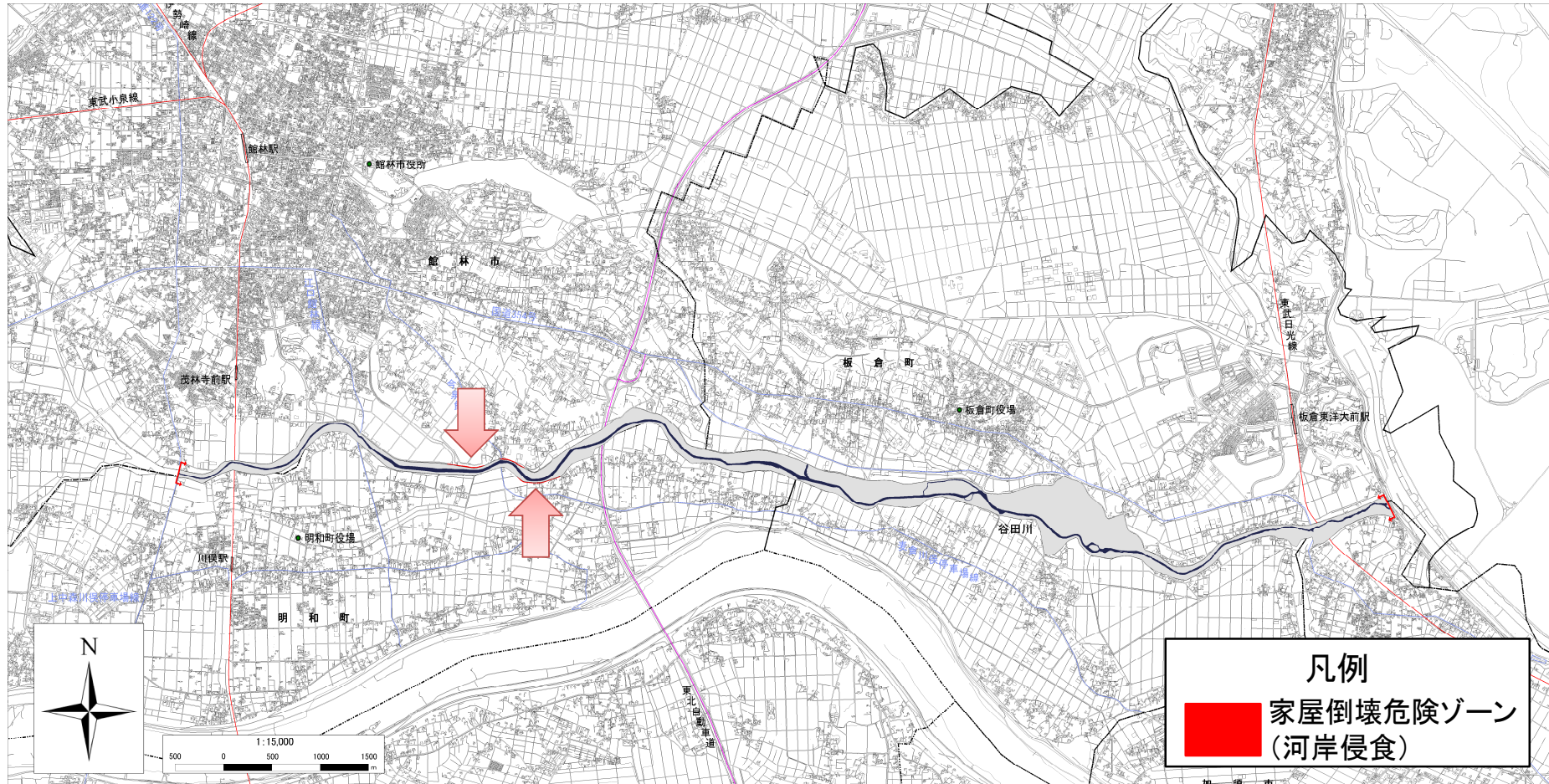


• 本川と利根川に挟まれた区域では、有堤部に囲まれ、浸水継続時間が約4週間（672時間）に及ぶ可能性がある。

現況と課題

◆谷田川の大規模氾濫時に想定される状況  
 【河岸侵食による家屋倒壊危険ゾーン】

【河岸侵食】



- 侵食幅は小さく、区間も断続的ではあるが、河岸侵食による家屋倒壊危険ゾーンが設定されている。

## ◆谷田川の大規模氾濫における課題

### 避難計画等に関する事項

- [課題 1] 急激な水位上昇、急速な浸水域の拡大が見込まれるなか、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域住民・隣接市町村への情報伝達・提供が必要とされる。
- [課題 2] 県管理河川の氾濫影響により、新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、避難勧告等の発令基準についての確認、検討が必要となる。
- [課題 3] 新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、避難場所、避難経路の確認、検討が必要となる。
- [課題 4] 家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）とする計画が必要となる。
- [課題 5] 県管理河川の氾濫影響により、新たに影響があると見込まれる要配慮者利用施設への情報提供や避難計画作成の支援・確認が必要となる。
- [課題 6] 洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが住民に十分認知されておらず、情報を正確に理解し、避難行動に繋がれるか懸念がある。また、水位周知や避難に関する用語等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。



## 現況と課題

## ◆谷田川の大規模氾濫における課題

**水防に関する事項**

[課題7] 管轄する区域について、洪水浸水想定区域が広範囲となる水防団※がある場合、機動的な対応が必要となる。また、水防団員の高齢化や人員の減少により洪水時に実質的に機能できるか懸念がある。

[課題8] 地形的に浸水深さが深刻となる地区に、重点的に救助用ボート等の配備検討が必要となる。また、大規模水害の際には水防資機材が不足する懸念がある。

**排水に関する事項**

[課題9] 長期浸水が見込まれる地区は、排水に関する備えを検討する必要がある。

**河川管理施設の整備に関する事項**

[課題10] 浸水影響が多大な地点等については、堤防決壊を遅延させる対策が必要とされる。

※本資料では、水防活動を行う消防機関及び水防団を総称して、水防団と表記している。

取組状況

減災に関する現状の取組状況

### ①情報伝達・避難計画等に関する事項

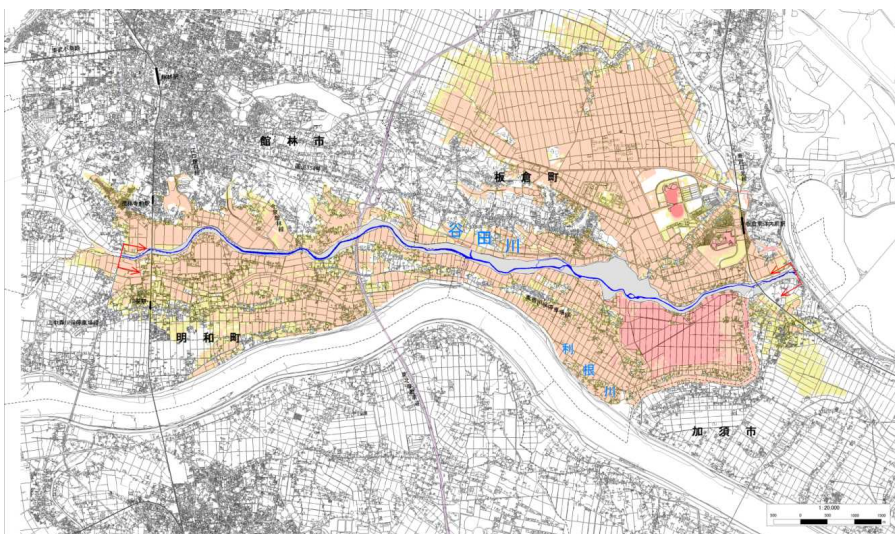
想定される浸水リスクの周知、洪水時における河川水位等の情報提供等の内容及びタイミング、住民等への情報伝達の体制や方法

#### 【現状の取組】



県は、邑楽館林地域に関係する水位周知河川（谷田川）について、想定最大規模降雨における洪水浸水想定区域や家屋倒壊等氾濫想定区域を群馬県河川課ウェブサイトで公表している。当該河川の避難勧告の発令判断の目安となる氾濫危険情報の発表等（水位周知）を実施している。

また、ウェブサイト（群馬県水位雨量情報）を通じて河川水位等を防災関係機関・流域住民等に情報提供している。



利根川洪水浸水想定区域図（群馬県）

観測所名	10分雨量	60分雨量	時間雨量	3時間雨量	6時間雨量	24時間雨量	累加雨量	降雨開始時刻	観測所名	市町村名
本田	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		太田土木	太田市
三ツ木	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		太田土木	伊勢崎市
感蓮	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		太田土木	太田市
足利(風)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		渡良瀬川河川	太田市
桐生川ダム	**	**	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		桐生土木	桐生市
遠久保	**	**	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		桐生土木	桐生市
遠久保(風)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		桐生土木	桐生市
遠久保(風)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		渡良瀬川河川	桐生市
松田(風)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		渡良瀬川河川	桐生市
桐生(風)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		渡良瀬川河川	桐生市
桐生(風)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		前橋支倉台	桐生市
轟俣組(風)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		前橋支倉台	桐生市
桐生	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		桐生土木	桐生市
みどり市	0.0	0.0	3.0	1.0	1.0	1.0	1.0	07月12日 12時50分	渡良瀬川河川	みどり市
みどり市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		渡良瀬川河川	みどり市
館林土木事務所	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		館林土木	館林市
館林市	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		前橋支倉台	館林市
邑楽町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		渡良瀬川河川	館林市
六条町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		渡良瀬川河川	館林市
千代田町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		館林土木	大泉町
明和町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			
板倉町	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0			

水位雨量情報システム（群馬県）

## ①情報伝達・避難計画等に関する事項

想定される浸水リスクの周知、住民等への情報伝達の体制や方法、避難誘導體制

### 【現状の取組】



市町は、水害ハザードマップを含む『ハザードマップ』を配布し、事前の防災行動を周知している。また、市町地域防災計画に基づき、避難勧告等に際しては、防災行政無線、インターネット（市町ホームページ等）、固定電話、FAX、緊急速報メール（エリアメール）、市又は町広報車両・消防車両・警察車両による広報巡回、テレビ・ラジオ放送、教育機関等屋外スピーカー等の手段を用い、情報を伝達する。避難誘導は、地域の自主防災組織、町内会が中心となって誘導する。特に、避難行動要支援者の支援を優先的に行う。



明和町洪水ハザードマップ（谷田川版）

## 取組状況

## 減災に関する現状の取組状況

## ②水防に関する事項

河川の巡視区間、水防活動の実施体制、水防資機材の整備状況

## 【現状の取組】



県、市町と水防団は、地域住民等で協力して、洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施している。

県、消防組合は、水防倉庫等を設置し、各機関は水防資機材を備蓄している。



合同点検



水防倉庫

減災の目標

減災の目標

◆減災のための目標

谷田川で発生し得る大規模水害に対し、  
「逃げ遅れゼロ」や「社会経済被害の最小化」を目標とする。

平成33年度までに上記の目標達成に向けて、

- ・円滑かつ迅速な避難行動のための取組
- ・洪水氾濫による被害の軽減のための水防活動
- ・氾濫後の生活再建及び社会経済活動の早期回復を可能とする排水活動に関する連携
- ・堤防等河川管理施設の整備推進

を基本的な事項として、防災関係機関の具体的な取組を定める。


実施する取組

実施する取組



実施する取組

[課題1] 急激な水位上昇、急速な浸水域の拡大が見込まれるなか、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域住民・隣接市町村への情報伝達・提供が必要とされる。

◆実施する取組 1  目標とする時期 ①平成30年度 ②平成33年度 ③平成30年度

迅速な水防・避難判断を行うため、関係機関の情報共有を密にする下記の取組を検討する。

- ①県、市町は水害ホットラインを構築する。
- ②県、市町は水害対応タイムラインを作成する。
- ③県、市町は堤防決壊情報を速やかに隣接市町村へ伝達する事項を水防計画に規定する。




「水防災意識社会再構築ビジョン紹介映像」（国土交通省）  
 (<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/>) を加工して作成

	国土交通省	誰が	交通サービス	市町村	住民
台風発生	○台風予報	体制の早期構築	運行停止の可能性を早めに周知	避難の可能性を早めに周知	
台風上陸の可能性	○台風に関する記者会見	○連絡体制等の確認 ○協力機関の体制確認	○交通サービス運行停止予告 ○運行停止手順の確認・公表	○避難体制の確認・周知	○防災用品の準備
災害発生の危険性	早期復旧・再開が可能なように施設保全・待避	○リエゾンの派遣	○運行停止 ○施設保全・待避終了	○避難勧告・指示	○避難の開始
いつ	○台風に関する記者会見（特別警報発表の可能性） ○大雨・洪水等警報 ○氾濫警戒情報 ○大雨・暴風・高潮等特別警報	○所管施設の巡視	何をするか	○避難者の誘導・受入	○早期に避難を開始
台風接近	○氾濫危険情報	○市町村長へ事態切迫状況の伝達		○避難勧告・指示	○台風上陸前に避難を完了
台風上陸	○氾濫発生情報	○TEC-FORCE活動（道路啓閉等） ○被害状況の把握 ○緊急輸送路の確保	○被害状況の把握 ○施設点検 ○運行見通しの公表	○支援の要請	○屋内安全確保

出典：「タイムライン(防災行動計画)策定・活用指針」（国土交通省）  
 ([http://www.mlit.go.jp/river/bousai/timeline/pdf/timeline\\_shishin.pdf](http://www.mlit.go.jp/river/bousai/timeline/pdf/timeline_shishin.pdf))

実施する取組

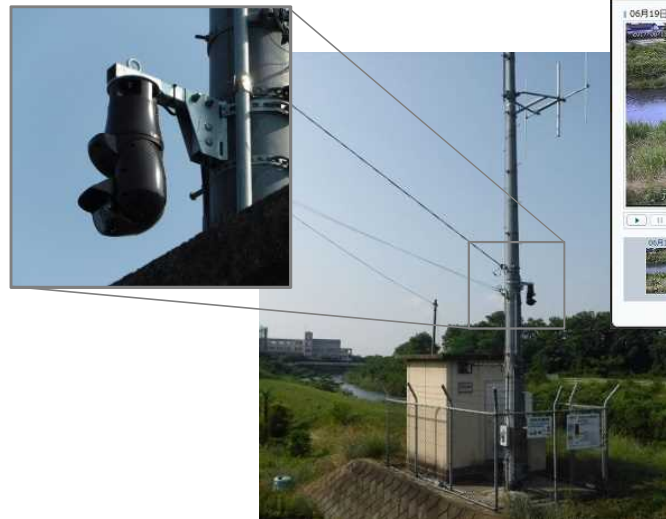
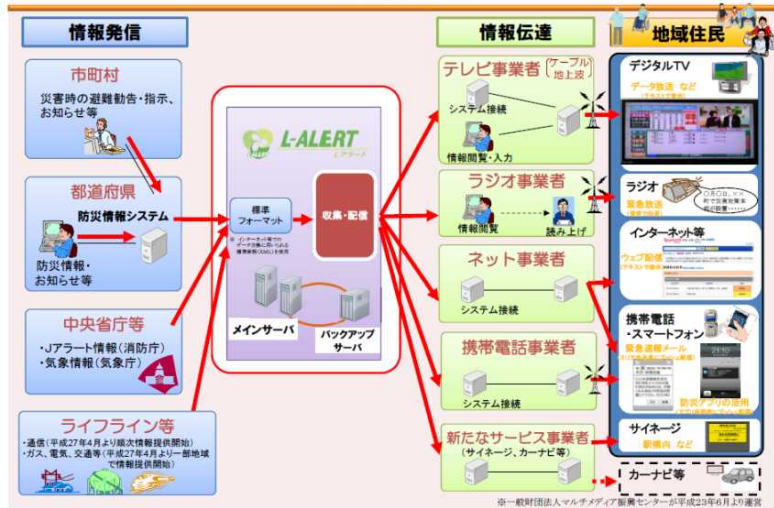
[課題 1] 急激な水位上昇、急速な浸水域の拡大が見込まれるため、速やかな避難判断（避難勧告等の発令）や、流域住民への情報伝達・提供が必要とされる。

◆実施する取組 2  目標とする時期 ①平成29年度（継続実施） ②平成30年度

流域住民への迅速な情報提供を促進するため、下記の取組を実施する。

- ①県は、Lアラートの基盤を整備し、防災関係機関が連携して、緊急防災情報の提供を行う。
- ②県は、洪水監視カメラを整備し、インターネットでの一般公開を行う。

Lアラートの概要



出典：総務省ホームページ  
 ([http://www.soumu.go.jp/main\\_content/000404543.pdf](http://www.soumu.go.jp/main_content/000404543.pdf))

洪水監視カメラ・水位雨量情報システム（群馬県）

## 実施する取組

- [課題2] 県管理河川の氾濫影響のより、新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、避難勧告等の発令基準についての確認、検討が必要となる。
- [課題3] 新たに洪水浸水想定区域となる各地区について、避難場所、避難経路の確認、検討が必要となる。
- [課題4] 家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）とする計画が必要となる。

## ◆実施する取組 3




目標とする時期 平成33年度

洪水浸水想定区域図及び重要水防箇所等の水害リスク情報を踏まえて、下記の点について、土木事務所水防マニュアル、市町地域防災計画等の点検、見直し検討を行う。

- ①市町は、洪水浸水想定区域について、避難勧告等の発令基準を定める。基準づくりに際し、県は洪水に関する情報を提供し、協力する。
- ②①について、家屋倒壊等氾濫危険区域に関しては、原則的に立ち退き避難（水平避難）とする計画を立案する。
- ③県、市町は、管理道路について、避難の際に危険な箇所を把握する。
- ④市町は、上記区域内について避難経路の点検を行う。点検に際し、県は洪水に関する情報提供や県道等の危険箇所の情報を提供し、協力する。
- ⑤市町は、隣接市との避難場所の相互利用を調整する。（広域避難）

実施する取組

〔課題5〕 県管理河川の氾濫影響により、新たに影響があると見込まれる要配慮者利用施設等への情報提供や避難計画作成の支援・確認が必要となる。

◆実施する取組 4  目標とする時期 ①②平成33年度 ③平成29年度（継続実施）

新たに影響があると見込まれる要配慮者利用施設等について、市町地域防災計画に位置づけるとともに、すでに位置づけられている各要配慮者利用施設も含めて、施設管理者が「避難確保計画」の作成、「訓練」の実施、「自衛水防組織の設置」を行うよう支援する。また、避難行動要支援者についても、避難支援を行う。

- ①市町は、要配慮者利用施設を確認し、市町地域防災計画に位置づける。
- ②県、市町は、要配慮者利用施設の施設管理者に対し、「避難確保計画」の作成、「訓練」の実施、「自衛水防組織の設置」に関する周知を行い、実施状況のフォローアップを行う。
- ③市町は、避難行動要支援者に対する地域共助の周知、啓発を行う。



出典：要配慮者利用施設における避難確保計画の作成等に関するパンフレット（国土交通省）  
 (<http://www.mlit.go.jp/common/001189350.pdf>)



「水防災意識社会再構築ビジョン紹介映像」（国土交通省）  
 (<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/>) を加工して作成

## 実施する取組

## [課題 1 ~ 5] 洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直し

## ◆実施する取組 5



目標とする時期 平成33年度

洪水時の情報提供、避難判断、避難誘導等の見直しを踏まえた地域防災計画に基づき、水害ハザードマップを作成する。

①市町は、水害ハザードマップの見直しを行う。県は洪水に関する情報を提供し、協力する。



明和市洪水ハザードマップ（谷田川版）

実施する取組

〔課題6〕洪水浸水想定区域図等における浸水リスクが住民に十分認知されておらず、情報を正確に理解し、避難行動に繋がられるか懸念がある。また、水位周知や避難に関する用語等の防災情報の意味やその情報による対応が住民には十分認知されていないことが懸念される。

◆実施する取組6  目標とする時期 平成30年度（継続実施）

防災情報の理解を促すため、平時から住民等への周知・教育・訓練に関する取組みを行う。

- ①県、市町は、小中学校等における水災害教育を実施する。
- ②県、市町は、住民等への防災知識の普及活動（防災訓練、防災講習会）を行う。




イメージ



イメージ

実施する取組

〔課題 7〕 管轄する区域について、洪水浸水想定区域が広範囲となる水防団がある場合、機動的な対応が必要となる。また、水防団員の高齢化や人員の減少により洪水時に実質的に機能できるか懸念がある。

◆実施する取組 7  目標とする時期 ①平成33年度 ②③④平成29年度（継続実施）

実効的な水防活動体制を強化するとともに、水防団員の確保を進める。

①市町は、水防団の機動的な対応を市町計画に位置づけ、連絡体制の確認と対応事項の点検を行う。

県は洪水特性に関する情報提供を行い、計画策定に協力する。

②県、市町、水防団は、関係機関が連携した水防訓練及び伝達訓練等を実施する。

③各機関の防災点検（水害危険箇所総点検等）に加え、県、市町、水防団、地域住民は、洪水に対してリスクが高い区間（重要水防箇所等）の共同点検を実施する。

④県は、水防団（消防団）員の確保のための取組を進める。



重要水防箇所 共同点検



水防情報伝達訓練  
(イメージ)

## 実施する取組

[課題 8] 地形的に浸水深さが深刻となる地区に、重点的に救助用ボート等の配備検討が必要となる。また、大規模水害の際には水防資機材が不足する懸念がある。

◆実施する取組 8  目標とする時期 平成33年度

想定される危険箇所への配備を念頭においた、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。

- ① 県、市町、水防団は、水防資機材の点検を行い、不足する資機材を確保する。(必要に応じて水防倉庫の設置位置、規模等の見直し検討を行う)
- ② 市町、水防団は、救助用ボート等の配備を検討する。



水防倉庫・水防資機材



救助用ボート：イメージ



実施する取組

[課題9] 長期浸水が見込まれる地区は、排水に関する備えを検討する必要がある。

◆実施する取組9



目標とする時期 平成33年度

比較的長期に浸水が見込まれる地区は、必要に応じて、排水ポンプ車の要請を速やかにするため、関係機関（国土交通省、水資源機構等）と市町、県にて、浸水継続時間等に関する情報を共有する。

- ① 県、市町は、排水ポンプ車等を有する関係機関（国土交通省、水資源機構）と浸水継続時間等に関する情報を共有する。
- ② 市町は、排水ポンプ車出動要請の連絡体制を整備する。県は、洪水に関する情報を提供し、協力する。



出典：「水防災意識社会再構築ビジョン」に基づく烏・神流川流域の減災に係る取組方針（国土交通省）  
 (http://www.mlit.go.jp/river/basic\_info/jigyo\_keikaku/saigai/tisiki/hazardmap/illust.html/)

実施する取組

[課題10] 浸水影響が多大な地点等については、堤防決壊を遅延させる対策が必要とされる。

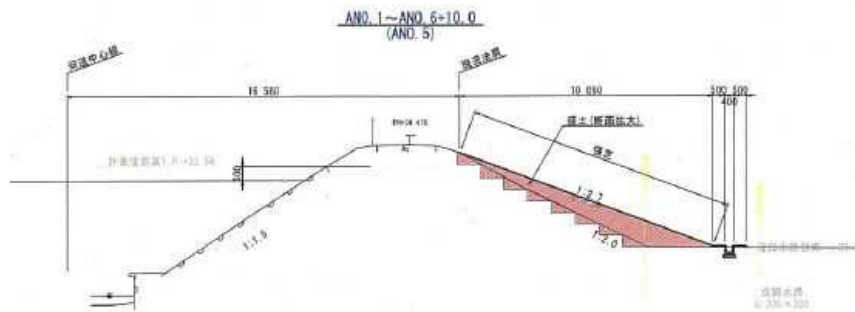
◆実施する取組10



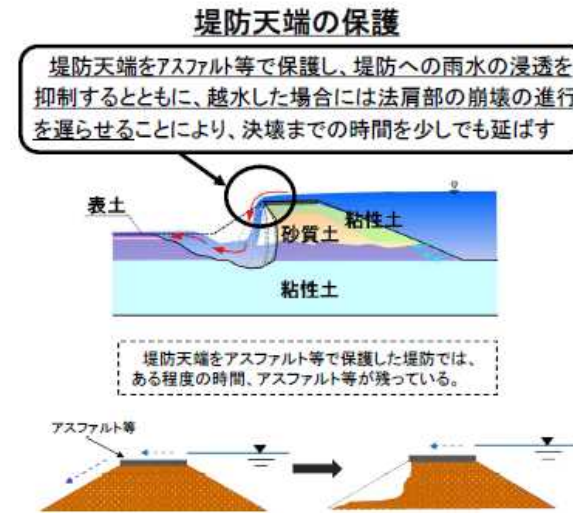
目標とする時期 平成33年度

浸水影響が多大な地点等については、堤防決壊を遅延させる対策として、危機管理型ハード対策を実施する。

①県は、危機管理型ハード対策として、堤防強化、堤防天端舗装（水位周知区間の未舗装箇所）を実施する。



堤防強化



堤防天端舗装

出典：水防災意識社会 再構築ビジョン（国土交通省）  
<http://www.mlit.go.jp/river/mizubousaivision/pdf/vision.pdf>